⑵　懲戒処分の状況

平成28年に懲戒処分を受けた職員総数は263人（免職10人、停職54人、減給137人、戒告62人）であり、前年に比べて21人減少している。

処分数を府省等別にみると、法務省が最も多く、次いで国税庁、厚生労働省の順になっている。また、処分の事由別にみると、公務外非行関係（窃盗、暴行等）、一般服務関係（欠勤、勤務態度不良等）、交通事故・交通法規違反関係の順に多くなっている。

平成28年中において、懲戒処分を行った事例としては、以下のようなものがあった。

●　公金の不正支出事案

国公法第103条で禁止されているにもかかわらず、自ら設立した営利企業の役員に就任した。さらに、入札等の公正を妨害し、国から受注した廃棄物処理を実施したように装って公金を不正に支出させたなどとして、経済産業省の職員１人に対して免職処分が行われた。また、管理監督に適切さを欠いたとして管理職級３人に対し戒告処分が行われた。

●　博物館収蔵の金製品の窃盗事案

個人的な金融取引による損失を補てんするため、博物館の展示ケースから博物館の収蔵品である金塊１塊（約15ｋｇ）を、また、同博物館の収蔵品保管庫から金製品を、それぞれ不正に持ち出し質入れしたとして、独立行政法人造幣局の職員１人に対して免職処分が行われた。また、非違行為を未然に防止できなかった等として、支局長及び支局次長に対し戒告処分、管理職級２人及び担当職員１人に対し減給処分、職員３人に対し厳重注意の措置が行われた。

各任命権者は、懲戒処分が行われるべき事件が刑事裁判所に係属している間においても、人事院の承認を経て、適宜、懲戒処分を行うことができることとされている（職員が、公判廷における供述等により、懲戒処分の対象とする事実で公訴事実に該当するものがあることを認めている場合には、人事院の承認があったものとして取り扱うことができる。）。この手続により、平成28年においては、７府省等で11人（免職５人、停職３人、減給３人）に対して懲戒処分が行われた。

3　兼業

⑴　営利企業の役員等との兼業

国公法第103条並びに規則14―17（研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業）、規則14―18（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）及び規則14―19（研究職員の株式会社の監査役との兼業）により、研究職員は、所轄庁の長等の承認があった場合は、営利企業の役員等の職を兼ねることができるとされているが、平成28年において、所轄庁の長等が新たに承認をしたという人事院への報告はなかった。

⑵　自営に係る兼業

国公法第103条及び規則14―８（営利企業の役員等との兼業）により、職員は、所轄庁の長等の承認があった場合は、自ら営利企業を営むことができるとされている。

所轄庁の長等が自営に係る兼業を承認したとして、各府省等から人事院に報告のあった件数の合計は、平成28年は273件であった。兼業の主な内容は、マンション・アパートの経営、駐車場・土地の賃貸、太陽光電気の販売などとなっている。

⑶　株式所有による経営参加の報告

国公法第103条及び規則14―21（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）により、職員は、株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある場合は、所轄庁の長等を経由して人事院に報告し、人事院が職務遂行上適当でないと認める場合は、その旨を当該職員に通知すること等が定められている。平成28年において、職員１人から当該報告があったが、職務遂行上適当でないとは認められなかった。

第６章　職員団体

一般職の国家公務員（行政執行法人職員を除く。）は、国公法第108条の２の規定により、警察職員及び海上保安庁又は刑事施設で勤務する職員を除き、勤務条件の維持改善を図ることを目的として職員団体を結成することができることとされている。

平成28年度は、職員団体制度の周知徹底を図るため、全国６か所において、本府省及び各府省の地方支分部局等の担当者に対する説明会を開催した。

第１節　管理職員等の範囲

国公法第108条の２の規定により、重要な行政上の決定を行う職員、管理的又は監督的地位にある職員及び職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員である「管理職員等」とそれ以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないこととされている。

管理職員等の範囲については、規則17―０（管理職員等の範囲）の別表で、組織区分に応じて具体的に定められており、行政機関の組織又は官職の改廃等があった場合には、それに適応するよう同規則別表の改正が行われている。平成28年度は３回の改正を行った。

平成28年度末における管理職員等の総数は38,040人であり、定員（警察職員等を除く。）234,372人に対する割合は16.2％であった。

第２節　職員団体の登録

職員団体の登録制度は、職員団体が国公法に定める要件を満たした民主的かつ自主的な団体であることを人事院が公証するものであり、これによって、交渉等における当局と職員団体との関係の円滑化を図り、安定した労使関係の確立を期待しているものである。

国公法第108条の３及び規則17―１（職員団体の登録）の規定に基づく平成28年度の新規登録は９件であり、登録の抹消は40件であった。この結果、平成28年度末における登録職員団体の総数は1,434団体となり、職員団体加入人員（以下「加入人員」という。）は86,623人（管理職員等による職員団体（10団体）を除いた加入人員は86,164人）となっている。

また、規約等の登録事項の変更に伴う変更登録は1,223件であった。

第３節　職員団体のための職員の行為

1　在籍専従

職員は職員としての身分を保有したまま、職員団体の業務に専ら従事することはできないが、所轄庁の長の許可を受けた場合には登録職員団体の役員として専ら当該団体の業務に従事すること（いわゆる在籍専従）が認められている（国公法第108条の６）。その最長期間については、国公法附則第18条により、当分の間、７年以下の範囲内で規則で定める期間とされ、規則により７年と定められている（規則17―２（職員団体のための職員の行為）第８条）。

平成28年末における在籍専従者数は104人であり、平均すると加入人員800人につき１人を置いていることになる。

2　短期従事

在籍専従以外に、職員は登録職員団体の役員、議決機関の構成員等として、許可を受けて、１日又は１時間を単位として年間30日の範囲でその職員団体の業務に短期に従事することができることとされている（規則17―２第６条）。平成28年中の短期従事者数は333人で、その総従事期間は2,342日４時間であり、１人当たりの年間平均従事期間は７日となっている。

第４節　職員団体等の法人格

1　登録職員団体

登録職員団体は、法人格法第３条第１項の規定により、法人となる旨を人事院に申し出ることにより、法人となることができることとされている。平成28年度末において、法人格を付与されている登録職員団体は166団体である。

2　認証職員団体等

登録されていない職員団体等の申請に基づき、その規約が要件を満たすものであると人事院が認証した場合は、その職員団体等が主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより法人格が付与されることとされている（法人格法及び規則17―３（職員団体等の規約の認証））。平成28年度末において、人事院が認証機関として規約を認証している職員団体等は５団体となっている。

第５節　職員団体との会見

人事院は、職員の勤務条件に関し、勧告、規則の制定・改廃などを行うに当たって、職員団体等と会見を行うことを通じて、意見、要望などを聴き、施策に反映させることとしている。

平成28年の職員団体等との会見回数は、本院において76回、地方事務局（所）において141回の合計217回である。その内容は、春闘統一要求・人勧要求関係が114回（52.5％）と最も多く、次いで級別定数の改定関係が96回（44.2％）、男女共同参画関係が５回（2.3％）などとなっている。

平成28年の会見回数は、27年と比べ１回の増であり、ほぼ前年と同様となっている。（図６）。